

令和元年（ネ）第230号 国家賠償請求控訴事件

控訴人 甲1 外1名

被控訴人 国

意見陳述書

2020（令和2）年 9月 4日

仙台高等裁判所第1民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 山田 いずみ

控訴人ら準備書面（4）の趣旨・内容について、意見陳述します。

第1 本書面の趣旨について

控訴人らは、これまで、被害者の置かれた状況から権利行使は不可能であったこと、その原因を作ったのは国であることなどを理由に、除斥期間の適用制限を主張してきました。

本書面は、これに加えて、優生手術が国際人権条約違反であることや国際人権機関からの勧告などの国際情勢、及び社会の認識・意識の変化等の諸事情を、除斥期間の適用制限をすべき理由として主張するものです。

第2 本書面の内容について

- 1 優生手術は国際人権条約違反の重大な人権侵害であり、拷問に当たること、その被害に対し除斥期間を適用することは条約及び慣習国際法に違反するものであることを述べています。

- (1) 日本は、多くの国際人権条約に批准・加入しており、条約の遵守義務・条約上の義務を負っています。そして、強制不妊手術は、日本が批准、加入している①国際人権自由権規約（1979年批准）、②国際人権社会権規約（1979年批准）、③女性差別撤廃条約（1985年批准）、④拷問禁止条約（1999年加入）、⑤障害者権利条約（2014年批准）に違反する重大な人権侵害です。

(2) 殊に、強制不妊手術は、拷問禁止条約で禁止される「拷問」に該当し、その被害に対し「除斥期間」を適用することは、拷問禁止条約及び慣習国際法に違反します。

ア 拷問禁止条約違反について

条約は、拷問とは「①身体的なものであるか精神的なものであるかを問わず人に重い苦痛を故意に与える行為であって・・・②何らかの差別に基づく理由によって、かつ、③公務員その他の公的資格で行動する者により又はその扇動により・・・行われるものをいう」(条約 1 条 1 項)と定義しており、強制不妊手術は、人に重い苦痛を与える行為であること、不良な子孫の出生防止、障害や疾病を持つ者に対する差別に基づくこと、法律により実施されたことから拷問の定義に明らかに該当します。

また、強制不妊手術が「拷問」に当たることは、国際人権機関における共通認識であり、国際人権規範の内容にもなっています。

そして、拷問禁止条約は、拷問被害者の救済を受ける権利の確保を締約国に義務付け、一般的意見等において、被害者の権利行使を阻害する時効は適用してはならないとしています。条約に加入した日本も、この条約上の義務を負っているのです。

イ また、時効の適用は、慣習国際法にも違反します。

2005 年に国連総会において採択された「国際人権法及び国際人道法上の重大な違反の被害者のための救済と補償の権利に関する基本原則及びガイドライン」は、「時効は、国際人権法上の重大な違反であって国際法上の犯罪を構成するものには適用されない」と定めています。このルールは、国際人権機関の経験に基づき広く共通認識を得ているものであって、慣習国際法となっています。憲法 98 条 2 項にいう「確立された国際法規」でもあります。

ウ なお、条約は条約批准（締結）前の行為については原則として適用されませんが、その被害が条約締結後回復されることなく存在している場合（継続的な違反／侵害）については適用されるとされています。

拷問禁止条約においても、強制不妊手術は継続的性質を有し、これに当たるとされています。

よって、拷問に当たる強制不妊手術被害に対し、時効（除斥期間）を適用することは、拷問禁止条約及び慣習国際法に違反するのです。

2 日本が批准・加入した条約の効力は法律に優位します。条約違反の法律の適用は、条約によって直接制限されるか、条約に適合するよう解釈するという間接適用によって制限されるべきであり、民法724条後段を準用する国賠法4条は、強制不妊手術という類型の被害については適用されないものと解されるべきです。

3 条約による直接の適用制限が認められないとしても、人権条約・慣習国際法違反であることが、除斥期間の解釈・適用を判断するに当たっての重要な考慮要素とされるべきです。

我が国が批准した条約の内容や条約機関からの指摘を、「社会の動向」「国民意識の変化」等と並んで重要な考慮要素としたものとして、最高裁平成20年6月4日判決（国籍法違憲訴訟）、最高裁平成25年9月4日決定（婚外子相続分差別違憲訴訟）があります。

特に留意頂きたいのは、「多くの人権条約に違反し、拷問に当たる強制不妊手術被害について除斥期間を適用することは、著しく正義に反し、許されるべきではない」という点です。

4 また、この書面では、人権条約に違反することに加えて、障害者の人権保障に関する意識の変化、本件訴訟を契機とする社会の意識の変化等の諸事情をも考慮して、除斥期間の適用制限がなされるべきことを述べています。

(1) 本件において考慮されるべき事情について述べます。

① まず、拷問禁止条約や慣習国際法において、強制不妊手術（拷問）に対する時効の適用は不可とされていること、多くの人権条約に違反し、拷問に当たる強制不妊手術に除斥期間を適用することは著しく正義に反することなどは、既に述べたとおりです。

② 国際人権自由権規約委員会、女性差別撤廃委員会等の国際人権機関から被害者が補償を受けていないことへの勧告や質問が繰り返されてきました。

2019年10月には、障害者権利委員会が、「出訴期限法によって司法手続きの利用を制限されるか」との質問を行っていますが、明らかに

原審判決における除斥期間の適用を問題とするものです。

③ 障害者権利条約の批准（2014年）に向けた法改正運動等によって、日本における障害者の人権保障に関する障害者自身及び社会の意識も変化しました。

④ 強制不妊手術は、被害者や家族が「不良な子孫」というスティグマを恐れ、長年にわたり公にすることをタブー視されてきた被害でした。しかし、平成30年1月の本件提訴をきっかけに、各種メディアがこの問題を重大な人権侵害として取り上げるようになり、被害が広く知られただけでなく、被害救済の必要性を肯定する世論が形成されてきたものと考えています。

本件提訴後、全国での提訴も相次ぎ、障害者団体も被害救済を求める声を上げはじめました。強制不妊手術の問題をタブー視し、やむを得ないこととして声を上げることができなかった被害当事者・当事者団体の意識の変化と、それを正当なものとして認める社会意識の変化は明らかです。

5 結論として、準備書面（2）及び本書面で述べた事情も考慮の上、除斥期間の適用を制限するよう求めます。

裁判所においては、国際的な見地に立ち、強制不妊手術に対する国際社会の情勢・認識、及び国内の社会情勢・認識を考慮した上で、適正な判断をされるよう求めます。

以上